

大学院制度の改善について

(第一次中間報告)

第一常置委員会

昭和44年11月

目 次

まえがき 1

I. 各大学共通の意見について 2

II. 大学院制度の根本的改革について 2

A. 博士課程（主として研究者養成の課程） 2

1) 大学院大学～或は、大学院に比重をおいた大学 3

2) 研究と研究者養成に関するその他の新しい構想について 6

3) 研究者養成方法の改善に関する検討すべき諸問題 9

B. 修士課程 11

あとがき 14

まえがき

国立大学協会第一常置委員会は、昭和40年11月26日の委員会において、当面「大学院の問題」と「図書館の問題」を取り上げることをきめ、「大学院の問題」については、当時文部省で審議中の「大学院設置基準」案を中心に、文部省の審議と平行して検討を進め、この問題について国立大学協会としての見解をとりまとめる計画を立てた。第一常置委員会は、約1カ年半の作業の後、これを「大学院設置基準をめぐる所見」としてとりまとめ、昭和42年6月の第39回総会に提出し、総会はこれを決定して公表した。「所見」には、国立大学の大学院について早急に改善を要する諸問題に関して「附帯意見」がつけられている。また、その際に併せて会長談話が発表されたが、それらのうちには大学院の改善は単に「設置基準」の問題にとどまることなく、現行の大学院制度を根本的に検討する必要がある旨指摘されている。

第一常置委員会は、その趣旨をうけて検討をつづけ、大学院制度と組織に関する基本的問題について各大学の意見を求めるため、昭和43年7月25日付をもつて「大学院問題に関する第一次アンケート」を各大学に送附した。

第一次アンケートに対して各大学から寄せられた意見については、去る6月開催の第43回総会に「大学院問題に関する第一次アンケートの回答とその問題」及び「大学院問題第一次アンケートの集計について」を提出し、その概要について、とりあえず口答をもつて委員長より報告した。第一常置委員会としては、アンケートに対する回答の形で寄せられた各大学の意見を詳しく検討し、これを取りまとめて文書の形で各大学に中間報告として送附すべきであると考えている。

しかしながら、このアンケートの本来の趣旨からいつて、また回答の形式、或は作成に至る経緯が各大学ごとに多様であるので、アンケートの結果を数量的立場から集計し、整理するばかりではなく、全体を見わたしながらその傾向を把握すると共に、それぞれの大学の実情や専門の別による相違点に注目し、更

に、少數意見ではあつても特徴ある見解はこれを見落さぬよう努めねばならぬと考えられる。

一方、アンケートを実施した昭和43年7月以後、大学をめぐる諸情勢は急激に変化し、大学制度全般について改革案が諸方面から出されている。更に、本年末には中央教育審議会の大学問題に関する中間報告が発表される予定になつてゐるので、当面、最も緊急と思われる問題を選び、アンケートに対して寄せられた各大学の意見に基づき、更に各方面よりの改革案を参考として検討を加え、一応、「中間報告」をとりまとめた。

I. 各大学共通の意見について

各大学とも大学院の充実に対する現行制度のわく内で多くの努力を傾けてきたが、なお問題は少なからず残されている。まず当面、施設・設備の拡充、教官の質量両面にわたる増強をはかることが、各大学共通の要望である。その意味で、さきにあげた「大学設置基準をめぐる所見」の趣旨と、特にその「附帯意見」の早急な実現に努力すべきであるという意見が強い。

また、アンケートの第二の主題をなす「大学院制度の根本的検討」についても、多くの貴重なる意見が寄せられている。大学院研究科には、修士課程と博士課程がおかれていたが、大学院設置以来、今日までの経過を顧みると、修士課程と博士課程とは次第にその目的・性格を異にしてきていたように受けられるので、両者をそれぞれ別個に検討することを試みた。

II. 大学院制度の根本的改革について

A. 博士課程

～主として研究者養成の課程

大学院の改革問題については、旧帝大、旧制大学、修士課程をもつ新設大学、大学院をもたぬ大学等、それぞれの歴史と実情によつて、また、法学、理学、工学、医学等の専門の別に応じて、問題のとらえ方に微妙な差異を示している。ただ、博士課程もしくはそれに相当する高度の研究を任務とするものは、わが国の学問的水準を高く保つために是非必要であり、そのために充分な制度的、財政的配慮がなさるべきであるという点は、多くの大学に一致した意見である。その意味で、次の二つの案について特に慎重に検討を加えた。

1) 大学院大学

～或は、大学院に比重をあいた大学

大学院大学、すなわち学部をもたぬ大学院だけの大学の構想は、最近、特に各方面においてとりあげられているが、これに対する支持は各国立大学の間では少數である。その理由として、研究者の養成は、その才能が早期に発展する年代から、一貫してこれを行なうことが望ましいということがあげられている。

これに対して、大学院に比重を置いた大学～少数定員の学部学生をもつが、大学院の研究・教育に比重を置いた大学、いわゆる逆ピラミッド型の大学の構想は、現在博士課程をもつ大学からは、多くの支持を得ている。その理由には、今日の学部教育にみられる大衆化の傾向からいつて、特に高度の研究者の養成に重点を置いた大学があつてよいし、又あるべきだということ、専門によつては現にそのような学部があるということなどがあげられている。この構想は、「学部をもたぬ大学院大学」の構想と共に、一般に理解しやすく、大学以外にも支持が多いようであるが、他面、いくつかの重要な問題点をあげて強く反対している大学もあるので、早急に可否をきめることなく、まづ問題点の解明に努めなくてはならぬと考えられる。

「学部をもたぬ大学院大学」と「大学院に比重を置いた大学」との両

構想に共通の問題点としては、次の如きものがあげられている。～

(1) 大学間に格差を生ずる危険がきわめて大きいことである。

新設、旧設を問わず適當と考えられる大学を選んでこの構想の実現がはかられるのならば別であるが、実際には旧制大学だけが対象となる公算がきわめて大きく、新設大学と旧設大学との間に一層大きな格差を生じ、新大学制度のもつ積極面が失なわれるおそれがあるとして、博士課程をもたぬ大学に反対の意見が特に強いのである。勿論、行政上の施策如何によつて格差を生ずることは避けられるわけであるが、これまでの経験から危惧する人々が多いのである。

(2) これまで博士課程は原則として総合大学に置くものとされ、今日の「大学院大学の構想」も大規模な総合大学を中心に考えられている。しかしながら、これからの大は巨大な総合大学の形態をとるよりも、科学の急速な進歩に対応して容易に新学科を設けうるような、ゆとりをもつた比較的小規模な大学、或は中位規模の複合大学の方が適しており、大学間の協同・協力をよつて学問的総合の実をあげるべきであるという意見があるのである。近頃わが国でも注目されはじめているドイツのコンスタンツ大学は、研究と研究後継者の養成を主目的とする“Forschungsuniversität”として、わが国の大学院大学の構想と類似しているが、哲学部、社会科学部、自然科学部の3学部をもち、哲学部は従来通りの各専門分野を含んでいるが、社会科学部は社会学と政治学に、自然科学部は生物学に重点を置く計画になつてゐる。この計画は他の大学、特にウルム医科大学（Medizinisch-Naturwissenschaftliche Hochschule）との協同・協力を前提としている。そして各学部の入学定員はそれぞれ250人、計750人とし、学生总数は3,000人におさえている。

また、ドルトムントに新設された大学は、その基本構想において、科学の急速なる進歩にともなつて殆ど無限に増加する専門分野、或は

新学科を綱羅することは、大学の統一を危くし、研究・教育活動をかえつて阻害するおそれがあるので、文字通りの総合大学は、今日では単なるファクトリューションに過ぎなくなつたとして、互に密接な関連をもつ数学・理学、工学、経済・社会学を中心として大学を組織し、同時に近接したボフル大学との協同・協力を強く打ち出している。

われわれとしても、これらの諸問題について、まず充分に検討してみる必要があると思われる。

(8) 最も重要と思われる点は、少数の特定の大学にのみ博士課程が置かれ、大多数を占めるその他の大学には永久にその可能性が閉されている場合、これら多数の大学において常に研究水準の向上のために奮闘しつつある研究者、特に若い有能な研究者の研究意欲を奪うと共に、研究上に著しい不利、不便をまねく恐れはないか、また、時にこれらの人々が機会あるごとに博士課程のおかれている大学院大学への転出を望み、現に在職する大学での教育活動に力が入らないのではないかという深刻な問題である。これらのこととは、いづれも長期的にみて、学問の進歩、発展のために決して好ましいものではない。

次に、大学院に比重を置いた大学～いわゆる逆ピラミッド型大学のみに關わる難点は、上記三つの問題点の他に、～

- (1) はたして全ての学問的専門分野にとつてこの種の逆ピラミッド型が適當であるかどうか。専門によつては、多数の学部学生を必要とする通常のピラミッド型の方がむしろ好ましいのではないか。
- (2) 専門によつてこの種の型の大学が適當であるとしても、学部入学の段階において、将来研究者となるにふさわしい人材を的確に選び出すことが可能であろうか。そのような選抜の方法があるのであろうか。
- (3) このような大学の学部は、いわゆるエリート・コースとして入学志望者が集中し、入学試験の弊害を一層はなはだしいものにする恐れはないであろうか。

(なお、小規模の学部をもつ「逆ピラミッド型」の大学の構想は、私立大学においては、主として経営上の理由から実現は困難であるとの意見が強い。)～「大学資料」№29参照)

大学院大学、或は大学院に比重を置いた大学については、まずこれらの諸問題を慎重に検討した上で、適否を判断しなければならないであろう。

2) 研究と研究者養成に関する、その他の新しい構想について

大学院の根本的改革については、今のところ多数の人々から提案がなされているわけではないが、少數意見であっても特徴あるものについてはこれを取りあげるという「考え方」の趣旨から、ここに触れてみることとした。そして幾つかの提案をとりまとめてその概要を次に記してみた。

(1) 新構想によれば、大学院は学部からは切り離して、独立の組織をもつものとする。

そして研究と研究者養成をその使命とする。従つて博士課程のみを置く。

(2) 新しい大学院は、「国立大学院」又は「国立科学院」の名称のもとに、全国立大学の大学院研究科(博士課程)の唯一の連合組織として一個所に置くか、適当な地域を選んで数個所に置く。或は、一個所に置くものとして、適当な地域に「支部」を設ける。

(3) 新大学院は、当面、独自の研究施設・設備をもたず、研究と研究者の養成は、その資格を認められている大学学部、及び附置研究所の「研究室」で実施されるものとする。すなわち～

① 当面、これまで博士課程をもち、院生の指導に当つている大学学部の研究室、或は附置研究所の研究室において、実施する。

② 新たにその資格を認定された大学学部、附置研究所の研究室、及び文部省直轄の研究所の研究室において実施する。

③ 将来は、文部省以外の政府機関の研究所の有資格の研究室において

て実施することも一つの可能性として考えられるであろう。

(4) ここにいう有資格の研究室とは、研究と博士課程の研究指導を行ない得る人材と、整備された施設・設備を有するもので、大学設置審議会に類する機関で認定されたものとする。従つて、一つの大学または学部のほとんどの研究室が認定される場合もあり、また少數の研究室だけが、認定研究室となる場合もある。

その詳細については、後に触れることとするが、この構想によれば新設大学にも研究者養成の列に加わる道が開かれ、よい意味での競争による学問の一層の進歩・発展を期待することができるであろう。

(5) この新構想大学院は、いわば「姿なき大学院」と考えることができよう。戦前の大学令第3条（大正7年12月6日勅令第388号）に示されている大学院も、やはり一種の「姿なき大学院」といえるであろう。ただ、新大学院の構想は、インター・ユニバシティーの性格を有する点で異っている。

（大学令、第3条～「学部には研究科を置くへし。数個の学部を置きたる大学に於ては研究科間の連絡協調を期する為之を総合して大学院を設くることを得」）

(6) この国立大学院（又は国立科学院）のもつ役割は、凡そ次の如く考えることができるであろう。～

(ア) 各大学に置かれている大学院研究科（博士課程）の間の連絡・調整をはかり、各大学、研究所、その他の研究機関の間の協同・協力を推進する。

(イ) 新たに博士課程を設けようとする研究室の資格審査機関を置く。研究室の資格認定方法として、次の如き提案がなされている。～「大学設置審議会に相当する全国的な研究者の組織により、予め研究室の実態、研究室主任者の意向、その所属大学の意見、さらに研究室主任者およびスタッフの業績、指導力についての学界の評価を

「充分に聴取しておく。資格を附与する期間は10年とし、その間の業績を審査して更に10年継続することが認められるが、例外的には3期まで継続を認める。ここにいう研究室は、一人の主任者のもとに現実に研究が統轄されている単位であり、主任者が変われば同じ研究室として認められない。主任者は通常教授であるが、助教授或は講師であつてもよい。」

- (イ) 博士課程入学志願者の資格審査基準を定め、資格審査を行なう機関を置く。
- (ロ) 学位認定の審査基準を定め、審査を行なう機関を置く。
- (ハ) 博士課程運営に要する経費等、認定研究室に関する財政上の諸問題を処理する機関を置く。

大学学部、附置研究所に所属する認定研究室の管理は、当面各大学が行なうものとし、又それぞれの研究室が個々に必要とする研究用の諸経費は各大学の予算として計上するが、次の諸経費は、前記(イ)の趣旨に基づき、国立大学院が一括処理し、大学院の財政的基礎の確立をはかる。～

- a. 認定された研究室が実施する「高度の研究」に要する経費。
- b. 学部・学科、或は附置研究所の境界を越えて複数の学部・学科・研究所の研究室にまたがる研究対象を主題とする研究に要する経費。
- c. 大学・研究所の境界を越えて複数の大学・研究所の研究室にまたがる研究対象を主題とする研究に要する経費。
- d. 大学院生（博士課程）のための「学生経費」或は「研究費」、～専門分野によつてその額は異なるであろうが、例えば、理工系にあつては年間1人当たり50万円を基準として積算する必要があるという意見である。

また、専門によつては、研究旅費を必要とすることに留意しな

ければならない。

e. 大学院生のうち、専攻の分野により、研究協力者と認められるものに対して、これを一定期間(例えば、3カ年)有給の「研究職員」に採用するものとして、そのための諸給与。

(f) 共同利用研究所等を国立大学院の所属とすることも考えられるであろう。(本協会の大学問題第2研究部会は、新しい「研究組織」について検討を加えつつあるが、次のような案をもつてゐる。～大規模な研究施設は大学共同で運営される必要があり、便宜上特定の大学または複数の大学に運営を委託することはさしつかえないが、その管理は全国の大学によつて組織される「科学院」(アカデミー)によつて統轄されるとが望まれる。)

3) 研究者養成方法の改善に関する検討すべき諸問題

これから的新しい大学院が如何なる形態をとるにしても、博士課程或は研究者養成方法の改善に関して、あらかじめ検討しておかなくてはならない共通の問題がある。

(1) まづ、各専門別の特色を充分に生かし得るよう配慮すると共に、諸専門領域にまたがつて発展するような新しい学問領域についても充分な配慮がなければならない。従つて、画一的な、また細部にわたつて規制するような制度は避けなければならない。

(2) 専門によつては、早期にその能力を伸ばす必要があるので、研究科入学資格を画一的に学部卒業とせず、上に述べた共通の資格審査制度を活用して、学部在学中のものも資格を認められれば、何処の研究室でも入学を許されるという道を開くべきである。

その際、必要があれば、研究科に在籍しながら学部の授業を受けることも許さるべきであろう。

(3) 博士課程を一律に5カ年とする現行規定についても検討の要がある。専門によつては2～3年でもよいという意見もあるので、例えば、最

低の在籍年数を3カ年として、研究の進捗状況に応じて適宜に論文提出を認めるような制度を設けることも考えられるであろう。また、相当長期にわたる研究を必要とする専門分野では、中間報告論文を提出させるような規定を設けるべきであるという意見もある。

- (4) 大学・研究所間の協同・協力体制を軸として、院生は研究上の必要に応じて、自己の所属する研究室の主任者の諒解を得て、他の大学や研究所、或は外国の大学、研究所の研究室において、一定期間研究に従事し得るようとする。
また、他の研究室に移る自由も認めるものとする。
- (5) 大学院生の研究用経費、研究旅費等については既に触れたが、博士課程の院生はその年令からみても結婚しているものも少くはなく、博士課程に優秀な素質をもつた研究者を確保するためにも、院生の個人的な経済生活について配慮する必要があろう。また、専門によつては、研究災害保障の問題が切実なものとなつてゐる。
- (6) 大学の大衆化にともなつて、教員の負担過重ということが重大な問題となつてゐる。20世紀初頭以来、学生増加の傾向が顕著となるにつれて、欧米の大学においても早くから研究と教育を分離すべしとする意見が出され、今日においても研究と少数の研究後継者の教育・指導に任務を限りたいとする強い主張がある。いわゆる大学院大学や逆ピラミッド型大学の構想も、現に専門によつては院生が学部学生以上の比重を占め、教育・指導の中心は実質的には大学院に移つてゐること、研究プロセスと大学院・学部双方の教育・指導を充分に行なうだけの余裕はなく、施設・設備も不充分なので、むしろ教育・指導は大学院に集中するのがよしという観点に基づくものである。

しかしながら、大学院大学、或は大学院に比重をおいた大学の構想には、あらかじめ解明を要する多くの問題があり、一方、大学教員の任務を教育と研究の二者に分離することについては、学問の真の進歩

ために適當ではない、また大学教育は優れた学者、研究者の努力について真に効果を發揮しうるものであるという有力な論拠もあるので、面、院生の指導にあたりうる人材を多激迎え得るよう教育定員の増加をはかることに主眼を置ねばならぬであろう。

(7) 最後に、博士課程と修士課程との関係について、少し詳しく触ることとする。現在大学院には博士課程と修士課程とが置かれているが、両者をそれぞれ別個の組織に分つべきであるという意見がある。

他方、修士課程の基本的性格をなしている「学部における基礎的な教育の上に、さらに科学のフロンティアに接して、研究活動に欠くことのできない直観の養成と、新しい研究方法の修得に力を注ぐ」ということは博士課程の初期の段階においても必要であるという意見もあるが、このことは必ずしも修士課程によらなくても、博士課程においても実施可能であろう。

また、研究者のコースと就職者のコースとが峻別される専門分野では、研究者を目指すものとそうでないものとが混在することは、教師にとつても学生相互にとつてもマイナスとなる面が多いとの意見もあるので、この中間報告においては博士課程と修士課程とを一応分離して、それぞれに検討を加えることとした。

B. 修士課程

現行の大学院制度の問題点の一つとして、修士課程のもつ意義と役割りがあげられる。アンケートの結果によれば、大学院は博士課程のみとすべきであるという意見もある。そして修士課程のもつ意義と役割りについては、専門によつて見解は区々である。例えば工学の分野では、修士課程が高級技術者の養成に大きな役割りを果しており、大多数の国立大学が修士課程の存在意義を積極的に認めている。理工学の方面では、産業界の需要は、その相当の部分が学士から修士へと移りつつあるのが実状であり、ま

た、国公私立の研究機関等においても、修士を求める傾向がみられるのである。

一方、教員養成を主とする分野にあっては、修士課程に小、中学校の現場にある教員の「研修」の役割りを果させてはどうかという意見も出されている。

従つて、修士課程の目的・性格を一層明確にして、修士課程の教育・指導に万全を期さねばならないであろう。

修士課程については、まづ、その目標を「研究について初步的体験を得させ、独創性があり、開拓者の精神に富む若人を育成する」とこと、「現在以上にスクーリングを重視し、学問の高いレベルの基礎をつくり、各自の研究題目に関連ある相当広い分野の知識を得させ、その中の専門の位置づけを明かにさせる」ことに置くべきだという意見が示されている。

この目標に到達するためには、必ずしも2カ年といわず、専門によつては3カ年の修業年限を必要とするものもあるであろう。それ故、修業年限を画一的に2カ年と定めずに、例えば、学校教育法第57条の「専攻科」に関する規程（「専攻科は大学を卒業した者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として、修業年限は1年以上とする」）を活用して、専門分野毎にそれぞれ必要とする修業年限を定めてはどうかという意見もある。

勿論、現在置かれている専攻科のように正規の手続きによらず、いわば任意に設けられているようなものではなく、研究科と同様に国立学校設置法によつて設置され、研究費等について充分な予算措置がとられるようなものでなくてはならない。

修士課程の学生1人当りの研究費については、専門によつてそれぞれ異なり、一律に定めることは適当ではないであろうが、理学系に例をとれば、第1年次の学生1人当り年間100万円、第2年次の学生1人当り年間30万円を要するであろうといわれている。その他、専門によつては、研究旅

費を計上する必要がある。

国立大学協会運営協議会の大学問題研究部会（第2研究部会）では、学部課程の改革と関連して、一つの案として専攻科に相当する「専修課程」について検討しつつある。これについては、今後さらに慎重に考慮されるであろうが、その目標として次のことを考えている。～

「専修課程は医師、薬剤師、教員、行政官等の資格試験を必要とする分野にすむもの、ないしは高級技術者に対して必要な課程として、大学の普通課程につづいて1～2年の期間を目安として課程を設けることであつて、たんなる年限延長の代償として考えられているものではない」。

これまで述べてきたように、修士課程の主たる目的を上級職業人、高級技術者の養成におき、博士課程の主たる目的を研究者養成におくというように、両者がそれぞれ異なる目的・性格を有するものとすれば、修士課程は専攻科（或は専修科）で、博士課程は研究科で教育・指導を行なうという方法も考えられるであろう。ただ、この場合は修士課程が大学院から外れるような形となる点に問題がある。しかし、これまで用いられてきた「大学院」という重々しい名称には、如何なる特別な意味があつたのであろうか。学問研究のきわめて重要なことを示す上で、大きな意味をもつていたことは充分に理解できるが、将来もこの名称を是非残さねばならないのであろうか。

大学院という語は、これを外国語に翻訳する場合に適当な訳語が見当らない。日本の新制大学はアメリカの大学制度に最も近いものと思われるが、それでも日本の大学院に当るものは、グラデュエート・コース或はグラデュエート・スクールという極く普通の言葉で呼ばれている。今後、学術研究と研究者養成は、ますます重要なものとなることはいうまでもないが、社会人・職業人の養成も研究者の養成に劣らず、今日の大学の重要な使命であろう。それ故、両者の間に「軽重の差」なり、或は「格差」があるかのような印象を与える勝ちな「大学院」という名称を念頭におかず、ただ、研究者の養成は如何にあるべきか、博士課程の改革はどうすべきか、を考究してはどうかと

考える。そして～

研究者養成を主目的とするものを「博士課程」と呼び、

上級職業人、高級技術者の養成を主目的とするものを「修士課程」と呼ぶに止める。こととする。更に～

博士課程については、「国立科学院」が責任をもち、

修士課程については、大学が責任をもつことにしてはどうであろうか。

勿論、国立科学院と大学とは密接な関係にあるものとし、また、修士課程から、審査の上で博士課程に移ることも認められるべきであろう。なお、ここにいう「国立科学院」とは、新構想の大学院であり、大学院の名称に代わるものである。

あくまでも一つの意見

この第一次中間報告は、アンケートに対して寄せられた各大学の回答を中心に、大学院に関するさまざまな改革意見を取りまとめたものであるが、大学からの回答のうちには、大学院制度の基本的問題は、大学の学部及び教養課程のあり方と切り離して考察すべきではないという意見があつた。

教養課程については、「教養課程に関する特別委員会」から一般教育と教養課程の改善についての見解が出されることになつてるので、それを参考に、また学部（及び学科、講座制等）については、本協会の大学問題研究部会の第2研究部会で検討を進めているので、その結果をまつて、大学院の基本問題について更に検討することといたしたい。

また、大学院、特に博士課程の将来については、広い視野から、学術研究体制検討の一環として考察すべきであるという意見が示されている。この点については、とりあえず、学術審議会学術体制特別委員会の「大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方」（中間報告、4.4.6.2.3）を参考と

したが、近く中央教育審議会の中間報告も公表せられるであろうから、これら各方面の意見、或は提案を更に参考にしながら検討を加えるが、特に、本協会の大学問題研究部会と緊密な連携をとるとともに、この第一次中間報告に対する各大学の意見を充分にききつつ慎重に研究を進め、これを取りまとめて逐次報告を重ねる予定である。

この中間報告の作成にあたつて、特に、次の資料を参考とした。～

1. 大学院問題に関する第一次アンケートの回答とその問題点（第43回
総会資料）
2. 大学院問題第一次アンケート集計について（第43回総会資料）
3. 大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方（学術審議
会学術研究体制特別委員会～中間報告、昭和44年6月23日）
4. 大学資料、№27, 28, 29, 30.

～文部省大学学術局 編集

以 上